

# 逗子市情報公開条例及び解釈運用基準の一部改正（案）

## （一定期間経過後の情報の公表の見直し）に関する意見を募集します

平成18年に追加された逗子市情報公開条例第6条の2の規定により、情報公開請求に対して全部又は一部が非公開と決定された情報について、決定の翌年度から起算して20年から最大50年まで経過したものについて公表の判断を実施することとなっています。情報公開関連文書を長期間にわたり安全に保存する必要があるため、スキャン等で電磁的記録を作成し、保存するよう、逗子市情報公開条例第18条第3項を改正します。

また、公表の判断結果について、個人情報に配慮しつつ知る権利を保障するため、公表の方法を見直し、解釈運用基準第6条の2関係を改正します。

### ■ 募集期間

2025年（令和7年）10月15日（水）～11月14日（金）（必着）

### ■ 閲覧場所

市役所（情報公開課）、市民交流センター、沼間小学校区コミュニティセンター、小坪小学校区コミュニティセンター、逗子文化プラザホール、逗子アリーナ、高齢者センター、図書館、体験学習施設（スマイル）

※各施設の休館日等は閲覧できません。

\*市ホームページでも閲覧できます。

「逗子 パブコメ」と検索ください。



◀ 市ホームページはこちら

### ■ 意見提出方法

任意の様式（閲覧場所にある記入用紙でも可）に「逗子市情報公開条例及び解釈運用基準の一部改正（案）（一定期間経過後の情報の公表の見直し）に関する意見」と明記し、住所・氏名・意見を記載のうえ、次のいずれかの方法により提出してください。

（1）窓口 総務部情報公開課（市役所1階） ※開庁時間外、土曜日、日曜日、祝日を除く

（2）郵送 〒249-8686 逗子市逗子5-2-16 情報公開課 宛て

（3）ファクス 046-873-4520

（4）Eメール [koukai@city.zushi.lg.jp](mailto:koukai@city.zushi.lg.jp)

（5）電子申請フォームによる送信

\*電話での受付は行いません。また、提出された意見の原稿等は返却できかねますのであらかじめご了承ください。



◀ 電子申請フォーム  
はこちら

### ■ その他

皆様からお寄せいただいたご意見は、意見概要としてまとめ、市の考え方とともに、後日ホームページ等で公表します。個々のご意見に対しましては、直接回答いたしませんので、あらかじめご了承ください。

### ■ 問合せ先

逗子市 総務部 情報公開課（市役所1階）

TEL：046-873-1111（内線355）

E-mail：[koukai@city.zushi.lg.jp](mailto:koukai@city.zushi.lg.jp)